

**雇用保険法施行規則の一部を改正する
省令案要綱(改正漁業法の施行等に伴う
改正)**

厚生労働省発職 0916 第 1 号

令和 2 年 9 月 16 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用保険法第六条第五号に規定する船員法第一条に規定する船員であつて、漁船に乗り組むため雇用される者のうち雇用保険法を適用することとなる者は、次に掲げる漁業に従事する漁船に乗り組むため雇用される者とする事とすること。

- 1 以西底びき網漁業
- 2 遠洋底びき網漁業
- 3 基地式捕鯨業
- 4 母船式捕鯨業

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行すること。

**雇用保険法施行規則の一部を改正する
省令案概要(改正漁業法の施行等に伴う
改正)**

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 概要

- 漁船に乗り組むため雇用される船員については、原則、雇用保険の適用を除外している（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 6 条第 5 号）が、例外的に、次に掲げる漁船に乗り組むため雇用される船員には雇用保険が適用されている（雇用保険法施行令（昭和 50 年政令第 25 号。以下「雇保令」という。）第 2 条）。

漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令（昭和 38 年政令第 6 号。以下「指定政令」という。）に規定する以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業又は小型捕鯨業に従事する漁船（雇保令第 2 条第 1 号）

専ら漁獲場から漁獲物又はその化製品を運搬する業務に従事する漁船（同条第 2 号）

漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船（同条第 3 号）

<改正 1> 法令上の規定整備

今般、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行に伴い、これまで農林水産大臣の許可が必要な漁業の種類を指定政令で定めていたものが、農林水産省令で定められることとなった（令和 2 年 12 月 1 日施行予定）ため、これと併せ、雇保令第 2 条第 1 号に規定されていた内容（上記）を雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）に規定するもの。

雇保令第 2 条第 1 号（上記）については、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 2 年政令第 217 号）により、下記の通り改正済み（令和 2 年 12 月 1 日施行）。

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 37 条に規定する大臣許可漁業のうち厚生労働省令で定めるものに従事する漁船

<改正 2> 適用対象の規定上の追加

- また、上記と併せて農林水産省令において行われた指定漁業の見直しにより、小型捕鯨業及び大型捕鯨業が基地式捕鯨業に統合されたため、雇用保険制度上も小型捕鯨業の種類をこれに応じて見直すこととする。

法令上、大型捕鯨業が追加された形となるが、過去及び現時点において、許可の実績がないために、規定していなかったもの。

- さらに、日本の IWC（国際捕鯨委員会）脱退に伴い、令和元年 7 月 1 日より国内事業者による大型鯨類を対象とした捕鯨業が再開されているところ、母船式捕鯨業に従事する漁船（に乗り組むため雇用される船員）を雇用保険の適用対象として追加する。

令和元年 7 月 1 日から本省令の施行期日である令和 2 年 12 月 1 日までの間に母船式捕鯨業に従事する漁船（に乗り組むために雇用される船員）は、漁業に関する調査に従事する漁船として雇用保険の適用対象となっていた（上記）ところ、今後純粋な商業捕鯨のみの母船式捕鯨業が現れる可能性を考慮し、適用対象に追加するもの。